

善通寺市就学援助費支給制度（新年度案内）

小中学校への就学について、経済的な理由によりお困りの保護者の方に、学校生活において必要な費用の一部を支援する「就学援助」を行っています。新年度4月分からの支給を希望される方は、以下の要領に従い手続きをしてください。詳細な要件や手続きについては、右記QRコードの市ホームページよりご確認ください。

なお、現在就学援助を受けている方が来年度引き続き支給を希望される場合も手続きが必要となりますのでご注意ください。



詳細は1市HPへ

1 就学援助を受けられる方

善通寺市に住所がある方（令和6年3月末日までに市外へ転出する方を除く）で、下記AまたはBのいずれかにあてはまる方

- A 生活保護を受給している方（修学旅行費等） → 要保護者
- B 直近の状況について家族全員が次のいずれかの要件に該当する方 → 準要保護者
 - ① 生活保護が停止または廃止された方
 - ② 市民税が非課税または減免、事業税が減免、固定資産税が減免されている方
 - ③ 国民年金の保険料が減免されている方
 - ④ 国民健康保険の保険料が減免または徴収猶予されている方
 - ⑤ 児童扶養手当を受給されている方（ひとり親世帯の方が該当します）
 - ⑥ 職業の不安定等で、①～⑤に準ずる程度に就学にお困りの方（所得要件があります）
 - ⑦ 今年に入って経済状況が悪化した等、特別の事情がある方

2 申請の方法・期日等

（1）申請方法

市ホームページ（上部QRコードからアクセス）またはお子様が通学している学校で就学援助費支給申請書をもらい、必要事項を記入して下記の提出先まで提出してください。

- ①新小学1年生 → 入学予定の小学校
- ②新中学1年生 → 現在通っている小学校（市外の小学校の場合は善通寺市教育委員会）
- ③新小・中学1年生（市外の小・中学校入学予定者） → 善通寺市教育委員会
- ④在校生（新小学2年生～5年生、新中学2年生、3年生） → 現在通っている学校

（2）提出書類

- ① 就学援助費支給申請書（世帯票） → 全員必要
 - ② 新入学児童生徒学用品費入学前給付申請書兼誓約書
 - ③ 債権者登録申出書
- 新小学1年生・新中学1年生のみ必要

※申請者の状況、申請理由によって、市民税の申告等が必要な場合があります。

（3）申請期限

- ①新小学1年生・中学1年生 → 令和5年12月22日（金）
- ②在校生 → 令和6年2月16日（金）

※申請期限を過ぎた場合、支給開始が遅れる場合がありますので必ず期限内に提出してください。

3 注意事項

- 申請時の状況に変更が生じた場合は、速やかに学校又は教育委員会にお申し出ください。
- 善通寺市内に住所がある児童・生徒で市外の小中学校に通学している場合も支給対象になります。
- 善通寺市内の小中学校に通学し、善通寺市外に住所がある児童・生徒につきましては住所地の教育委員会へお問合せください。
- 所得の確認については、同一世帯全員の所得を確認します。収入がない場合でも0円で申告が必要になります。世帯員のうち15歳以上（中高生除く）の方については、全員事前に令和5年度住民税の申告（令和4年1月～12月の収入申告）を済ませていただきますようお願いいたします。また、世帯員は単身赴任等で別居中の方も含まれます。単身赴任等で市外にお住まいの方がいる場合は、最新の所得課税証明書の添付が必要な場合がありますので、事前に教育委員会にお問合せください。

4 就学援助の支給上限額（年額）

（単位：円）

費目別	小学校		中学校		支給該当		備考
					要保護	準要保護	
新入学児童生徒学用品費	54,060		63,000			○	入学前から4月までに認定を受けること
学用品費等 （通学用品費を含む）	1年生 11,630 2年以上 13,900	1年生 22,730 2年以上 25,000				○	
クラブ活動費	（実費）2,760		（実費）30,150			○	
生徒会費	（実費）4,650		（実費）5,550			○	
PTA会費	（実費）3,450		（実費）4,260			○	
卒業アルバム代等	（実費）11,000		（実費）8,800			○	
修学旅行費	実費		実費		○	○	
集団宿泊学習	（実費）3,690		（実費）6,210			○	
校外活動費	（実費）1,600		（実費）2,310			○	
給食費	実費		実費			○	
医療費	//		//		○	○	

※給食費については学校給食センターへ、その他は学校長への支払となります。

※新入学児童生徒学用品費については入学前（3月末）支給の場合、保護者の方への支払となります。

4月を過ぎた場合は学校長への支払となります。

※区分や支給額は変更になる場合があります。

※実費とは、全員が一律に負担するものについて対象になります。

5 その他

- 申請書の記載例をホームページに掲載しておりますので、記入方法がご不明の場合にご活用ください。
- その他ご不明点がございましたら、お子様が入学予定・通学中の小中学校、または市教育委員会までお問合せください。



詳細は↑市HPへ

制度に関するお問合せ先

善通寺市教育委員会 教育総務課 就学援助担当

Tel : 0877-63-6326E-mail : kyouisoumu@city.zentsuji.kagawa.jp